

奈良県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、檜土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	奥出 善嗣	天理市檜町三六一
〃	鳥山 重治	〃 三三一
〃	奥田 充宏	〃 九九
〃	奥出 隆紹	〃 三八二
〃	杏井 行雄	〃 三九一
〃	吉川 忠男	〃 二九〇
〃	藪内 公夫	〃 四三〇
〃	巽 健治	〃 二九四
〃	藤本 和也	〃 三二八
〃	矢尾 浩幸	〃 三四七
監事	榊田 淳一	〃 三一〇
〃	藪内 好	〃 三九三
〃	松田 誠	〃 三〇四
二 就任役員の様名、氏名及び住所		
理事	松田 誠	天理市檜町三〇四
〃	鳥山 重治	〃 三三一
〃	巽 健治	〃 二九四
〃	奥田 充宏	〃 九九
〃	奥出 善嗣	〃 三六一
〃	奥村 五月	〃 三九二―二
〃	川畑 隆男	〃 一〇八―五
〃	辻 博文	〃 三三四
〃	藤本 和也	〃 三二八
〃	藪内 公夫	〃 四三〇

監事

” ”

杏井

畑中

前川

行雄

悦二

豐子

” ” ”

三九一

二三〇―二

三四八